

合併に係る事前開示書面

宮城県仙台市青葉区上杉1丁目14番2号
宮城県火災共済協同組合
代表理事 天野 忠 正

当組合は、宮城県中小企業共済協同組合との合併に際し、中小企業等協同組合法第 63 条の 5 第 1 項及び同法施行規則 174 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他主務省令に定める事項を記載した書面を据え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容

別添のとおり、平成 26 年 5 月 26 日付で、合併契約を締結いたしました。

2. 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額の定め（中小企業等協同組合法第 63 条の 2 第 4 号）がないことの相当性に関する事項

当組合は、吸収合併消滅組合である宮城県中小企業共済協同組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）との合併に際して、金銭等の交付は行いませんが、吸収合併消滅組合及び当組合の資産状態及び収益状況並びに合併比率から、当該定めがないことは相当であると判断します。

3. 吸収合併消滅組合に関する事項

吸収合併消滅組合の最終事業年度（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

なお、最終事業年度（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 吸収合併存続組合に関する事項

当組合において、最終事業年度（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

平成 26 年 3 月 31 日現在、当組合及び吸収合併消滅組合の貸借対照表における総資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の部	負債の部	純資産の部
当組合	922,805 千円	145,188 千円	777,617 千円
吸収合併消滅組合	75,410 千円	13,653 千円	61,757 千円

いずれの組合についても、資産内容上短期支払能力に問題なく、合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。よって、本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務について、履行の見込みがあると判断します。

以上

合併に係る事前開示書面

宮城県仙台市青葉区上杉1丁目14番2号
宮城県中小企業共済協同組合
代表理事 天野 忠 正

当組合は、宮城県火災共済協同組合との合併に際し、中小企業等協同組合法第63条の4第1項及び同法施行規則172条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他主務省令に定める事項を記載した書面を据え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容

別添のとおり、平成26年5月26日付で、合併契約を締結いたしました。

2. 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額の定め（中小企業等協同組合法第63条の2第4号）がないことの相当性に関する事項

当組合は、吸収合併存続組合である宮城県火災共済協同組合（以下「吸収合併存続組合」という。）との合併に際して、金銭等の交付は行いませんが、吸収合併存続組合及び当組合の資産状態及び収益状況並びに合併比率から、当該定めがないことは相当であると判断します。

3. 吸収合併存続組合の定款の定め

吸収合併存続組合の定款の定めは別添のとおりです。

4. 吸収合併存続組合に関する事項

吸収合併存続組合の最終事業年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

なお、最終事業年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 吸収合併消滅組合に関する事項

当組合において、最終事業年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

平成26年3月31日現在、当組合及び吸収合併存続組合の貸借対照表における総資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の部	負債の部	純資産の部
当組合	75,410千円	13,653千円	61,757千円
吸収合併存続組合	922,805千円	145,188千円	777,617千円

いずれの組合についても、資産内容上短期支払能力に問題なく、合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。よって、本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務について、履行の見込みがあると判断します。

以上



合併契約書

宮城火災共済協同組合（以下「甲」という。）と宮城県中小企業共済協同組合（以下「乙」という。）とは、合併に関する本契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲と乙とは合併し、甲は存続し、乙は解散する（以下「本合併」という。）。

（合併後の組合の名称）

第2条 合併後の甲の名称は、宮城県火災共済協同組合と称する。

（合併後の地区及び出資1口の金額）

第3条 合併後の甲の地区は宮城県とし、出資1口の金額は金100円とする。

（出資1口の金額の減少）

第4条 乙は平成26年6月13日に通常総代会を開催し、払込済出資総額を減少させないで出資1口の金額500円を100円に減少するとともに払込済出資総口数を5倍にする（ただし、組合員が100円以上の預り金を有する場合には、その額に対応した口数を5倍にした口数に加えた口数をもって総口数とする。）旨の決議を行い、かつ、出資1口の金額を500円から100円に減少する定款変更決議を行う。

2 乙は、前項に規定する出資1口の金額の減少及び出資1口の金額の減少に係る定款変更につき必要とされる諸般の手續を実行し、遅滞なく行政庁に定款変更の認可を申請するものとする。

3 第1項に規定する出資1口の金額の減少及び出資1口の金額の減少に係る定款変更は、前項に規定する定款変更が認可された時に効力を生ずるものとする。

4 甲は平成26年6月13日に通常総代会を開催し、払込済出資総額を減少させないで出資1口の金額300円を100円に減少するとともに出資の総口数を3倍にする（ただし、組合員が100円以上の預り金を有する場合には、その額に対応した口数を3倍にした口数に加えた口数をもって総口数とする。）旨の決議を行い、かつ、出資1口の金額を300円から100円に減少する定款変更決議を行う。

5 甲は、前項に規定する出資1口の金額の減少及び出資1口の金額の減少に係る定款変更につき必要とされる諸般の手續を実行し、遅滞なく行政庁に定款変更の認可を申請するものとする。

6 第4項に規定する出資1口の金額の減少及び出資1口の金額の減少に係る定款変更は、前項に規定する定款変更が認可されることを条件とし、合併の効力発生日をもって効力を生ずるものとする。

（合併比率）

第5条 合併比率は対等とする。

（出資の割当）

第6条 第4条第1項及び第4項に規定する出資1口の金額の減少及び出資1口の金額の減少に係る定款変更が効力を生ずることを条件として、甲は、合併の効力発生日の前日の乙の組合員名簿に記載された各組合員（甲を除く。）に対して、その所有する乙の出資1口に対し、甲の出資1口の割合をもって割当交付する。

（合併承認総代会）

第7条 甲及び乙は、本契約の承認並びに合併の実行に必要な事項の決議を求めため、平成26年6月13日に各々総代会を開催するものとする。ただし、各々総代会を開催し難い事情が発生したときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。



(合併の認可申請)

第8条 甲及び乙は、合併に関する諸般の手續を履行し、遅滞なく行政庁に合併の認可を申請するものとする。

(合併の効力発生日)

第9条 本合併の効力発生日は、平成26年10月1日とする。ただし、合併の効力発生日前に合併に必要な手續を完了することが困難な場合には、甲乙協議のうえ、これを延期することができる。

(合併財産の承継)

第10条 乙は、平成26年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、合併の効力発生日に至るまでの増減を加減したその資産、負債その他一切の権利義務を合併の効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(合併前の財産の管理等)

第11条 甲及び乙は本契約締結後、合併の効力発生日に至るまで善良な管理者の注意をもって一切の資産及び負債並びに権利の管理保全をなす。なお必要ある場合は甲乙協議のうえ、合併の効力発生日前においても乙はその事業一切を挙げて甲に委任することがある。

(合併後の役員)

第12条 合併後の甲の理事及び監事は、合併の効力発生日前の甲乙各々の役員が就任し、任期は本合併がない場合に在任すべきときまでとする。

(合併条件の変更及び解除)

第13条 本契約の締結後の合併の効力発生日に至るまでにおいて、不可抗力により甲乙両者の資産に著しい変動を生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第14条 本契約に定めたほか、合併の実行に必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通ずつを保有する。

平成26年5月26日

仙台市青葉区上杉一丁目2番14号

甲 宮城県火災共済協同組合
代表理事 天野 忠 正

仙台市青葉区上杉一丁目2番14号

乙 宮城県中小企業共済協同組合
代表理事 天野 忠 正